

事 務 連 絡
令 和 元 年 11 月 1 日

各 都 道 府 県 介 護 保 険 担 当 主 管 部 (局) 御 中

厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室
介 護 保 険 計 画 課
高 齢 者 支 援 課
振 興 課
老 人 保 健 課

令和元年台風第19号による被災者に係る利用料等の
介護サービス事業所等における取扱いについて (その8)

令和元年台風第19号による災害発生に関し、介護サービスに係る利用料の支払いが困難な者の取扱いについて、下記のとおりとしますので、管内市町村、介護サービス事業所等に周知を図るようよろしくお願いします。

(令和元年10月30日付け事務連絡から、下線部及び別紙を更新)

記

1 に掲げる者については、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準 (平成 11 年厚生省令第 37 号) 第 20 条第 1 項、第 48 条第 1 項、第 66 条第 1 項、第 78 条第 1 項、第 87 条第 1 項、第 96 条第 1 項、第 127 条第 1 項、第 140 条の 6 第 1 項、第 145 条第 1 項、第 155 条の 5 第 1 項、第 182 条第 1 項、第 197 条第 1 項及び第 212 条第 1 項、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 (平成 18 年厚生労働省令第 35 号) 第 50 条第 1 項、第 69 条第 1 項、第 81 条第 1 項、第 90 条第 1 項、第 118 条の 2 第 1 項、第 135 条第 1 項、第 155 条第 1 項、第 190 条第 1 項、第 206 条第 1 項、第 238 条第 1 項、第 269 条第 1 項並びに第 286 条第 1 項、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準 (平成 18 年厚生労働省令第 34 号) 第 3 条の 19 第 1 項、第 24 条第 1 項、第 71 条第 1 項、第 96 条第 1 項、第 117 条第 1 項、

第 136 条第 1 項及び第 161 条第 1 項、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 36 号）第 22 条第 1 項、第 52 条第 1 項及び第 76 条第 1 項、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 39 号）第 9 条第 1 項及び第 41 条第 1 項、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 40 号）第 11 条第 1 項及び第 42 条第 1 項、健康保険法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 83 号）附則第 130 条の 2 第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 41 号）第 12 条第 1 項及び第 42 条第 1 項、介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成 30 年厚生労働省令第 5 号）第 14 条第 1 項及び第 46 条第 1 項並びに介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 140 条の 63 の 6 の規定に基づき市町村が定める基準の規定により利用料の支払いを受けることを、2 に掲げる期間猶予することができるものとする。

また、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 115 条の 45 第 5 項及び第 115 条の 47 第 8 項に規定する利用料については、その具体的事項を市町村において要綱等により定めることとしているが、これらについても、市町村において要綱等を改正することで、1 に掲げる者について 2 に掲げる期間猶予することができるものとする。

なお、介護保険施設等における食費・居住費については、自己負担分の支払いを受ける必要がある。

1 対象者の要件

(1) 及び (2) のいずれにも該当する者であること。

(1) 令和元年台風第 19 号に係る災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）の適用市町村のうち、令和元年 11 月 1 日午後 0 時時点で当該保険者の被保険者について、保険医療機関・介護サービス事業所等における一部負担金・利用料の支払いを猶予する意向を表明した市町村（別紙）の介護保険法第 9 条の被保険者であること。

(2) 令和元年台風第 19 号により、次のいずれかの申し立てをした者であること。

- ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をした旨
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った旨

- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である旨
- ④ 主たる生計維持者が業務を廃止し、又は休止した旨
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない旨

2 取扱いの期間

令和2年1月末までの介護サービス分

3 介護サービス事業所等における確認及び介護報酬の請求等について

- (1) 上記 1(2)の申し立てを行った者については、被保険者証等により、保険者が1(1)の市町村であることを確認するとともに、当該者の1(2)の申し立ての内容を利用者に関する書類に簡潔に記録しておくこと。
ただし、被保険者証等が提示できない場合には、氏名、住所、生年月日等を利用者に関する書類に記載しておくこと。
- (2) 本事務連絡に基づき猶与した場合は、利用料を含めて10割を審査支払機関等へ請求すること。
また、請求の具体的な手続きについては、追って連絡する予定であること。

別紙

猶予実施市町村

(令和元年 11 月 1 日午後 0 時時点)

(下線部が更新部分)

	都道府県	市町村
1	岩手県	宮古市
2		大船渡市
3		陸前高田市
4		釜石市
5		大槌町
6		山田町
7		田野畑村
8	宮城県	仙台市
9		石巻市
10		塩竈市
11		気仙沼市
12		白石市
13		名取市
14		角田市
15		多賀城市
16		岩沼市
17		登米市
18		栗原市
19		東松島市
20		大崎市
21		富谷市
22		蔵王町

23		七ヶ宿町	
24		大河原町	
25		村田町	
26		柴田町	
27		川崎町	
28		丸森町	
29		亘理町	
30		山元町	
31		松島町	
32		七ヶ浜町	
33		利府町	
34		大和町	
35		大郷町	
36		大衡村	
37		色麻町	
38		加美町	
39		涌谷町	
40		美里町	
41		女川町	
42		南三陸町	
43		福島県	福島市
44			会津若松市
45			郡山市
46			いわき市
47			白河市
48			須賀川市
49			喜多方市
50			相馬市

51		二本松市
52		田村市
53		南相馬市
54		伊達市
55		本宮市
56		桑折町
57		国見町
58		川俣町
59		大玉村
60		鏡石町
61		天栄村
62		檜枝岐村
63		只見町
64		猪苗代町
65		会津美里町
66		西郷村
67		泉崎村
68		中島村
69		矢吹町
70		棚倉町
71		矢祭町
72		塙町
73		鮫川村
74		石川町
75		玉川村
76		平田村
77		浅川町
78		古殿町

79		三春町	
80		小野町	
81		檜葉町	
82		富岡町	
83		川内村	
84		大熊町	
85		双葉町	
86		浪江町	
87		葛尾村	
88		新地町	
89		飯舘村	
90		茨城県	水戸市
91			日立市
92			土浦市
93			石岡市
94			結城市
95			常陸太田市
96			高萩市
97			北茨城市
98	大洗町		
99	茨城町		
100	那珂市		
101	常陸大宮市		
102	太子町		
103	神栖市		
104	八千代町		
105	守谷市		
106	つくば市		

107		ひたちなか市
108		城里町
109		筑西市
110		桜川市
111		等間市
112	栃木県	宇都宮市
113		足利市
114		栃木市
115		佐野市
116		鹿沼市
117		日光市
118		大田原市
119		矢板市
120		那須塩原市
121		さくら市
122		塩谷町
123		那須町
124		那珂川町
125		那須烏山市
126		小山市
127		下野市
128		上三川町
129		茂木町
130		壬生町
131		群馬県
132	高崎市	
133	桐生市	
134	太田市	

135		館林市	
136		藤岡市	
137		富岡市	
138		安中市	
139		神流町	
140		南牧村	
141		嬬恋村	
142		高山村	
143		千代田町	
144		大泉町	
145		邑楽町	
146		みなかみ町	
147		埼玉県	さいたま市
148			川越市
149	熊谷市		
150	川口市		
151	秩父市		
152	所沢市		
153	飯能市		
154	本庄市		
155	東松山市		
156	狭山市		
157	深谷市		
158	上尾市		
159	戸田市		
160	入間市		
161	朝霞市		
162	志木市		

163		和光市
164		新座市
165		桶川市
166		富士見市
167		坂戸市
168		鶴ヶ島市
169		日高市
170		ふじみ野市
171		嵐山町
172		小川町
173		川島町
174		吉見町
175		ときがわ町
176		横瀬町
177		皆野町
178		小鹿野町
179		美里町
180		神川町
181	寄居町	
182	千葉県	千葉市
183		館山市
184		鴨川市
185		富里市
186		南房総市
187		山武市
188		大網白里市
189		栄町
190		多古町

191		横芝光町
192		睦沢町
193	東京都	墨田区
194		大田区
195		世田谷区
196		北区
197		板橋区
198		練馬区
199		八王子市
200		立川市
201		青梅市
202		府中市
203		昭島市
204		調布市
205		町田市
206		日野市
207		福生市
208		狛江市
209		羽村市
210		あきる野市
211		瑞穂町
212		日の出町
213	檜原村	
214	奥多摩町	
215	神奈川県	川崎市
216		相模原市
217		平塚市
218		小田原市

219		茅ヶ崎市
220		秦野市
221		厚木市
222		伊勢原市
223		海老名市
224		座間市
225		南足柄市
226		寒川町
227		大井町
228		松田町
229		山北町
230		箱根町
231		湯河原町
232		愛川町
233		清川村
234	新潟県	上越市
235		富士吉田市
236		都留市
237		山梨市
238		大月市
239		韮崎市
240	山梨県	南アルプス市
241		北杜市
242		笛吹市
243		上野原市
244		甲州市
245		市川三郷町
246		早川町

247		身延町
248		南部町
249		富士川町
250		道志村
251		鳴沢村
252		富士河口湖町
253		小菅村
254		丹波山村
255	長野県	長野市
256		松本市
257		上田市
258		岡谷市
259		諏訪市
260		須坂市
261		小諸市
262		伊那市
263		中野市
264		飯山市
265		茅野市
266		塩尻市
267		佐久市
268		千曲市
269		東御市
270		安曇野市
271		小海町
272		南相木村
273		北相木村
274		佐久穂町

275		軽井沢町
276		御代田町
277		立科町
278		青木村
279		長和町
280		下諏訪町
281		富士見町
282		原村
283		辰野町
284		麻績村
285		生坂村
286		坂城町
287		小布施町
288		高山村
289		飯綱町
290	静岡県	伊豆の国市
291		函南町

事 務 連 絡
令 和 元 年 10 月 18 日

各 都 道 府 県 介 護 保 険 担 当 主 管 部 (局) 御 中

厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室
介 護 保 険 計 画 課
高 齢 者 支 援 課
振 興 課
老 人 保 健 課

令和元年台風第19号による被災者に係る利用料等の
介護サービス事業所等における取扱いについて (リーフレット)

令和元年台風第19号による災害発生に関し、「令和元年台風第19号による被災者に係る利用料等の介護サービス事業所等における取扱いについて」(平成元年10月18日付け厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室ほか事務連絡)により、介護サービスに係る利用料の支払いが困難な者の取扱いをお示ししているところですが、今般、別添のとおり、介護サービス事業所等の方々へのリーフレットを作成しましたので、本リーフレットを介護サービス事業所等に直接配布する等の方法により、本リーフレットをご活用いただき、管内市町村や介護サービス事業所等に広く周知いただきますよう、よろしく願いいたします。